

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金について

傷病手当金は、後期高齢者医療に加入している人のうち、被用者（雇い主から給与の支払いを受けている人）で、新型コロナウイルスに感染または感染疑いのため勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合に支給されます。

【支給要件】

後期高齢者医療に加入している人のうち、以下の3つの条件をすべて満たす人

①新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができないこと

※原則として事業主と医療機関の証明が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、医療機関の証明が不要になる場合があります。

②4日以上休んでいること

※発熱等の症状があつて最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日（1日目）となります。起算日から数えて、3日経過した後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が支給対象日となります。

③休んだ期間について給与等がもらえないこと

※給与などが支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

【支給金額】

$(\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 3\text{分の}2 \times \text{支給対象日数}$

※支給対象日数は、起算日（症状があり勤務予定にもかかわらず仕事を休んだ最初の日）から連続して3日間の待機期間を経過した後、4日目以降にもともと勤務の予定であるにもかかわらず感染（または症状があり感染疑い）により休んだ日数となります。

※有給休暇を使用するなど傷病手当金の日額相当額を超える給与等が支給された日は、対象外です。

【問い合わせ】

南阿蘇村役場 健康推進課 医療保険係 TEL(67) 2704

熊本県後期高齢者医療広域連合 給付課 TEL096 (288) 6050 (直通)

後期高齢者医療の被保険者の人へ 「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は、令和2年7月31日までとなっています。

新しい保険証（水色）は、7月中旬に簡易書留などで郵送いたしますので、令和2年8月1日からは新しい保険証（水色）をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、令和2年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（オレンジ色）は、令和2年8月1日以降に、役場健康推進課へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者



一部負担金の割合は
(病院などでの窓口負担) **3割**

上記条件に該当しない世帯の被保険者



一部負担金の割合は
(病院などでの窓口負担) **1割**

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しておりますので、詳しくは役場健康推進課へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL(67) 2704